

「いじめ対策総点検」の実施について（報告）

県教育委員会では、本県の児童生徒にかかわるいじめ問題の現状を緊急事態と認識し、学校と保護者が一体となって生徒をいじめから全力で守る体制づくりを進め、いじめ対策の再構築を図ることとしています。

本校においては下記の通り、担当者が来校し「いじめ対策総点検」が実施されました。

記

1 日 時 平成30年12月11日（火） 9:00 ～ 12:00

2 来校者 県教育委員会の指導主事（3名）

3 点検内容

（1）ロールプレイ

- SNSによるいじめを受けた生徒が、教員に訴える場面を想定し、教員が適切に対応できたか点検
- 訴えを受理した教員が管理職に報告してから、「いじめ防止対策委員会」の開催まで、自校の「いじめ防止基本方針実践のため行動計画」沿って対応できたか点検

（2）いじめの早期発見・未然防止に係る取組

- 「人間関係形成能力」を育むための学習プログラム実施状況  
(1学年、年6回)
- いじめ発見のためのアンケート（全学年、年4回）
- ケイタイ安全教室（全学年）
- 人権教育・同和教育研修会（全学年、保護者）
- 人権教育・同和教育校内研修（職員、年2回）

（3）いじめ事案の対応

- 校務分掌組織図（いじめ防止対策委員会）
- 阿賀野高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画
- いじめ防止対策委員会会議録の確認
- いじめ認知報告書

#### 4 指導主事からの指導等

- 生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。
- 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- 学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。